

小電力データ通信システムが 専用通信回線設備等端末に追加されました。

平成 28 年 3 月 29 日、総務省告示第百三号「端末設備等規則 第 34 条の 8（平成 23 年総務省告示第 87 号の一部を改正する告示）が公布、平成 28 年 5 月 21 日より施行されました。当該改正により「小電力データ通信システムの内、無線 LAN 端末が「専用通信回線設備等端末」として規定されました。主な変更点は以下の内容となります。

・ 1. 小電力データ通信システム（無線 LAN）の追加

端末設備等規則 第 34 条の 8 総務大臣が別に規定する電気的条件

・ 平成 23 年総務省告示第 87 号（最終改正 平成 28 年 3 月 29 日）

別表第五号 第 7 「小電力データ通信システムの無線局＊」

＊無線設備規則 第 49 条の 20 第 1 号から第 5 号

・ 2. 技術基準 及び 試験方法の整備

(1) 識別符号の符号長（端末設備等規則 第 9 条と同等）

(2) 空き状態判定（端末設備等規則 第 9 条と同等）

・ 3. 対象となる主な端末

(1) 無線 LAN を内蔵しているスマートフォン、タブレット、ノート PC、モバイルルーター等

(2) 無線 LAN モジュール

この変更により、公衆網（電気通信事業者等が提供する Wi-Fi のインターネット接続サービス^(*)）に接続される**上記に代表される端末は、設計認証の対象端末となります。**

* 電気通信事業者等が提供する Wi-Fi のインターネット接続サービス

日本国内においては、電気通信事業者が提供する有料サービスと、公衆無線 LAN 事業者や FTTH サービスを提供する固定通信事業者がエリアオーナーと設備構築の契約を結び、ユーザーに無料で公衆無線 LAN サービスを提供している二つのケースが見受けられる。

【提供エリア】

空港、駅、バス、宿泊施設、カフェ、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ショッピングモール、書店、FTTH 導入店舗、地方自治体、観光地など

参考

平成 28 年 3 月 29 日付（官報号外 第 70 号）

〔告 示〕

- ・ 端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件の一部を改正する告示（総務百二）
- ・ インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等を定める件の一部を改正する告示（総務百三）

お問合せ先：

株式会社ディーエスピーリサーチ 営業部

078-940-0377(代表) 078-940-0378(FAX)

E-mail: sch_rf@dspir.co.jp